

## **[事案 28-185] 契約無効等請求**

・平成 29 年 4 月 7 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

3 件の契約について、その後に選任された申立人の成年後見人から、各契約時に申立人には意思能力がなかったとして、各契約の無効等を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 11 月から 12 月に申立人が締結した 3 件の契約（米ドル建終身保険、米ドル建個人年金保険、医療保険）について、以下の通り、各契約時に申立人には意思能力がなかったもので、各契約の無効および既払込保険料の返還ならびに不法行為にもとづく損害賠償として弁護士費用の支払いを求める。

- (1) 申立人は 17 歳の時の脳挫傷により事理弁識能力を喪失し、各契約時も意思無能力状態にあったもので、内容を全く理解できなかったにもかかわらず、各契約を締結させられた。
- (2) 保険会社は、申立人の診断書の内容を否定しているが、何ら根拠がない。
- (3) 申立人の投資信託は、募集人が証券会社に勤務した時に取引をさせていたもので、その後、募集人は保険会社に転職し、手数料を稼ぐため各契約の募集を行った。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由から、申立人の求めには応じられない。

- (1) 申立人は、相手方の仮査定手続きにおいて、自ら告知書の質問事項を読んで、自ら告知書に記入している。仮査定の結果と申立人が意思疎通・自署が可能であることを前提として、各契約を締結した。
- (2) 各契約時には、申立人の母が同席しており、申込書、告知書等の書類はいずれも申立人が記入した。
- (3) 診断書の通り、申立人が 17 歳以降、理解能力がなかったとすると、投資信託の取引をどのように行っていたのか不明である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面の他、契約時における申立人の意思能力の有無を判断するための追加資料の提出を申立人の代理人に依頼し、審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下のとおり、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件においては、各契約時に、申立人に意思能力があったか否かという点が争点となっている。意思能力とは、「自分の行為の結果を判断することのできる精神的な能力」であり、これを欠く状態でなされた行為は無効となる。
- (2) この点に関し、申立人側からは 2 通の診断書（A、B）が提出されている。

しかし、診断書 A（平成 27 年 2 月付）は、各契約が締結された平成 26 年 11 月から 12 月の申立人の状態について診断したものではない。

診断書 B（平成 28 年 12 月付）では、病名は「器質性認知症 脳挫傷」とされ、平成 26 年 11 月の時点でも契約を結ぶ判断能力は欠如していたと思われる旨が記載されている。これ

によれば、申立人は各契約時に意思能力がなかった可能性は否定できないものの、同診断書は、当時の申立人の意思能力について推測しているに過ぎず、また、上記推測の具体的根拠は示されていないので、同診断書から、ただちに各契約時の申立人の意思能力を判断することはできない。

- (3) そのほか、各契約時またはこれに近い時点の各種検査記録など、申立人の当時の意思能力の欠如を根拠づける医療記録は提出されていない。
- (4) 以上を踏まえると、当審査会に提出された診断書および医療記録等の内容から、各契約時の申立人に意思能力があったか否かを事実認定することはできない。
- (5) この点について判断するためには、医療記録の取り寄せや、申立人の担当医師や関係者に対する証人尋問、専門家による鑑定等を行うことが必要であるが、当審査会はこのような手続きを持たないため、本件は、裁判所における訴訟手続によることが適当である。